

消費者センターをご存知ですか？ 一人で悩まずご相談ください

利殖商法



ワンクリック請求

健康食品の 送りつけ



ネット回線の電話勧誘

消費者センターでは市民のみなさまのこんな相談をお受けしています

- 商品の購入やサービスの利用によるトラブル相談
- 借金に関する相談
- 製品事故やリコール製品に関する相談

契約前でも不安に思ったとき、困ったときはご相談ください

相談専用電話 **095-829-1234**

長崎市消費者センター

相談時間 10:00~17:00

長崎市消費者センター

検索

月曜日休業。月曜日が祝日の場合は、翌平日が休業日

おかしいと思ったらすぐに消費者センターに相談を!

相談事例 1 「裁判するぞ！」健康食品の送りつけ

Aさん宅に「2ヶ月前に注文を受けた健康食品ができあがった。代金引換で送るので3万9千円を用意してください」という電話が突然かかってきました。Aさんは、そんな高額な健康食品は注文した覚えはなかったので「頼んでいないので送らないでください」と断りましたが、電話の相手は、いきなり声を荒げて、「注文を受けてから作るのでキャンセルはできない。注文の際の電話は録音している。裁判するぞ!」と言ってきました。Aさんは怖くなって商品を受け取ることを承諾してしまいました。



アドバイス

- 注文した覚えがなければ「注文していません」ときっぱりと断りましょう。
- それでも商品が送られてきた場合は、受取拒否し、相手業者の社名、連絡先をメモするようにしましょう。その上でクーリング・オフ通知を出しましょう。(P4参照)

相談事例 2 いきなり「登録完了 料金99,000円」

【ワンクリック請求】Bさんはスマートフォンで、ある無料のアダルトサイトを見ていました。「18歳以上」のボタンを押した後、動画の再生ボタンを押すと、「登録完了」と表示され、「料金99,000円」と表示されました。画面には退会手順のメールアドレスが書かれていたので、退会メールを送ると、登録料を振り込まないと退会できないという返信が来ました。

【架空請求】Cさんの携帯に以前登録していたという有料サイトで、無料期間中に退会手続きがとられていなかったため、利用料金の長期滞納が続いているというメールが届きました。身に覚えはありませんでしたが、「身辺調査」や「訴訟」という言葉に恐ろしくなりました。今日中に連絡するように書かれています。



アドバイス

- 「今日中」等と書かれていても、慌てて相手に連絡したり、お金を振り込まないようにしましょう。相手に連絡をすると、こちらの個人情報をうっかり教えてしまうことにもなりかねません。無料だと思っていたアダルトサイトでいきなり請求を受けたり、身に覚えのない有料サイトの利用料金の請求メールが届いた時点では、相手業者は、まだあなたの名前や住所などの個人情報を知らない場合がほとんどです。
- ワンクリック請求、架空請求は無視することが大切です。しかし、裁判所から訴訟の通知が郵送された場合は決して無視せず、ご相談ください。



あわててお金を払ってしまわないようにしましょう!

相談事例3 「必ずもうかります」には要注意!!

Dさん宅に、大手証券会社を名乗る男から「封筒が届いていないか。長崎の人限定なので届いたら連絡をしてください」という電話があり、後日封筒が届きました。中を見てみると、次世代エネルギーを取り扱う会社のパンフレットと、その会社の社債の申込書が入っていました。Dさんが最初に電話をかけてきた証券会社に電話をかけてみると、「そのパンフレットの会社は大変有望で業績がいい。社長が長崎出身で長崎の人しか買えないから、代わりに社債を買ってもらえたら1.9倍の値段で買い取る」と言われたので、Dさんは急いで250万円分購入しました。しかしその後、その証券会社とは連絡が取れなくなってしまいました。



アドバイス

- 「買え買え詐欺」と呼ばれる詐欺商法です。相手にしないのが一番です。
- 石炭の採掘権、太陽光や風力発電への投資、CO₂排出権、iPS細胞の特許権など最新的话题を取り上げ、高齢者を狙います。
- お金を払ってしまうと取り戻すことはほぼ不可能です。払う前に消費者センターにご相談ください。

他にもこんなことで困っていませんか?



「多額の借金を抱え、どうにもならない」「借金返済のために借金をしてしまった」



一人暮らしの高齢の母宅に、大量の段ボール箱がある。たくさん商品を買われているようだ。



3億円以上の賞金を受け取れる資格があり、手続のために2,000円払うようにとのエアメールが来た。



子どもが携帯ゲームで有料のアイテムを次々購入し、5万円以上請求されている。



ネットで定価の7割引きのブランドバッグを注文し代金を振り込んだが、商品は届かず連絡もつかなくなってしまった。



賃貸アパートの退去時に敷金が戻ってこず、高額な清掃費等を請求されている。

急に訪問されて、電話で…本当は必要なかったのに契約してしまった、解約したい…そんな時は

クーリング・オフ制度を利用しましょう!

訪問販売や電話勧誘販売など、十分に考える余裕のないまま契約をしたときは、無条件で契約を解除すること(クーリング・オフ)ができます。

契約書面を受け取った日を含む8日間(マルチ商法や内職商法は20日間)以内に書面で業者に通知を出します。

クーリング・オフの方法

- ・必ずハガキなどの書面で行います。
- ・見本を参考に作成してください。
- 個別クレジットを利用している場合は、同時にクレジット会社へ通知します。
- ・ハガキの表、裏のコピーを取り、郵便局で、特定記録郵便または簡易書留で出します。

<p>切手 </p> <p>氏名 住所</p> <p>代表者 会社</p> <p>様</p>	<p style="text-align: right;">契約解除通知</p> <p>申込日 平成〇〇年〇月〇日 書面受領日 平成〇〇年〇月〇日 販売会社名 平成〇〇年〇月〇日</p> <p>住所 電話番号 商品・役務名</p> <p style="text-align: right;">右記日付の申込は撤回し、契約は解除します。 既払金〇〇円をお返しく下さい。</p> <p>平成〇〇年〇月〇日</p>
---	---

リコール対象製品をお使いではありませんか?

「リコール」とは、身の回りにある製品に何らかの不具合があったり、事故を予防するため、事業者が製品を修理したり、回収したりすることです。

リコール対象製品を使い続けると、最悪の場合火災などの発生による死亡事故、健康被害に至る場合もあります。お使いの製品がリコール対象製品だった場合はすぐに使用を中止し、製造業者に連絡してください。

リコール情報は新聞、事業者HP等による社告、折込チラシ、店頭のパスターなどで入手できます。また、消費者庁のリコール情報サイトや、(独)製品評価技術基盤機構の製品安全・事故情報のHPもご覧ください。(長崎市消費者センターのHPからもご覧になれます。HPを閲覧できない場合は、消費者センターにお問い合わせください。)



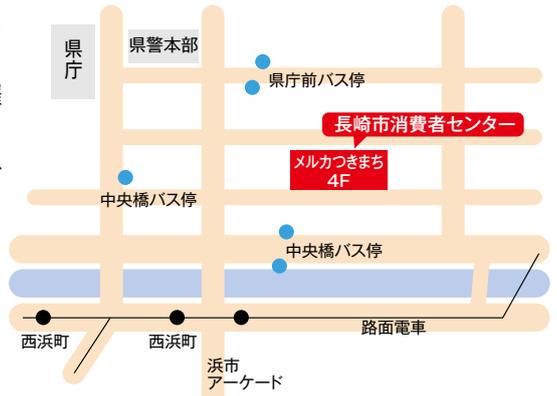
QRコード

メールマガジンをご登録ください

最新の悪質商法の事例を配信していますので、被害の未然防止に役立ちます。

また、暮らしに役立つ「暮らしの講座」の開催情報なども配信しています。

左のQRコードを携帯電話・スマートフォンで読み取り「消費生活」をご登録ください。



長崎市消費者センター

長崎市築町3-18 メルカつきまち4階

相談専用 095-829-1234

相談時間 10:00~17:00

長崎市消費者センター

月曜日休業。月曜日が祝日の場合は、翌平日が休業日